

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
に基づく手続きと手数料について

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定【省エネ適判】

★手数料1をご覧ください

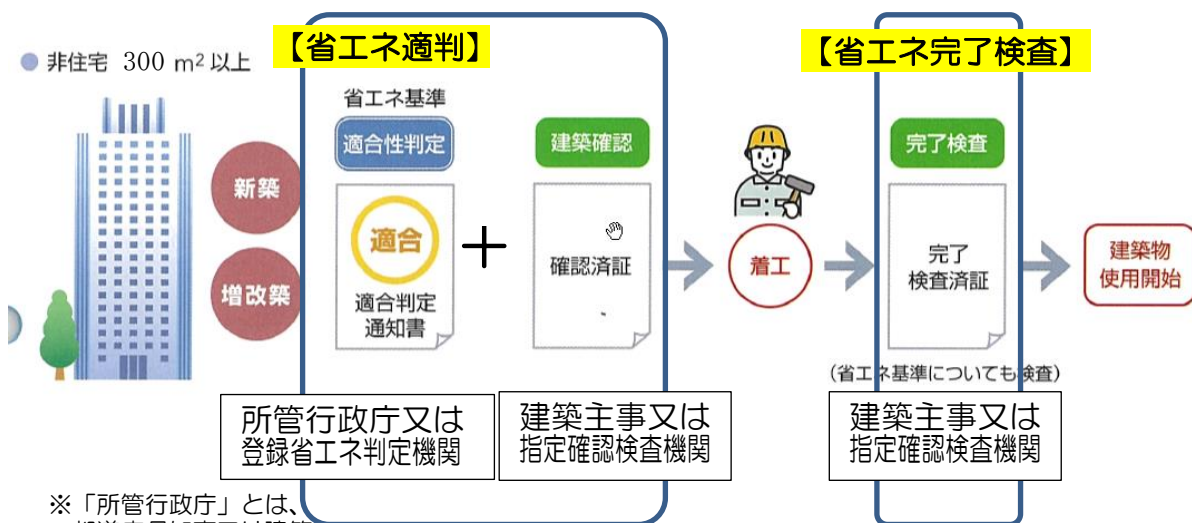
建築物省エネ法（平成27年法律第53号）に基づき、300㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築等（特定建築行為）をしようとする場合、建築主はその構造や設備の省エネ性能に関する計画を所管行政庁又は登録建築物消費性能判定機関に提出して、建築物エネルギー消費性能基準（建築基準法附則）に適合しているかどうかの判定＜省エネ適判＞を受ける必要があります。（令和3年4月1日一部改正）

その適合判定通知書が交付されなければ、建築基準法の建築確認を受けることができません。

2 建築基準法に基づく完了検査における省エネ基準適合の確認【省エネ完了検査】

★手数料2をご覧ください

【省エネ適判】を受けた建築物について、建築主が建築基準法に基づく完了検査を受ける場合、検査を担当する建築主事又は指定確認検査機関が、建築物エネルギー消費性能確保計画に適合しているかどうかの検査を行うことになります。



※「所管行政庁」とは、都道府県知事又は建築主事を置く市町村長を指します。（熊本県、熊本市、八代市、天草市）

省エネ適判（4種）

①民間建築物の新築・増改築	省エネ性能確保計画に対する判定	【法12条1項】
②民間建築物の新築・増改築	省エネ性能確保計画の変更に対する判定	【法12条1項】
③国県等建築物の新築・増改築	省エネ性能確保計画に対する判定	【法13条2項】
④国県等建築物の新築・増改築	省エネ性能確保計画の変更に対する判定	【法13条3項】
関連手続き		
⑤省エネ性能確保計画の軽微変更該当証明書の発行		【規則11条】

★手数料 1 【適合性判定手数料額】

所管行政庁（熊本県）に申請する場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（手数料条例 別表第 26 の 11 の 2、第 26 の 11 の 3）

【R3. 4. 1 改正】

区分		建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	当初	計画変更 ・ 軽微変更 該当証明
認定通知書が添付された場合		300㎡未満	10,000円	5,000円
		300㎡以上1,000㎡未満	17,000円	8,500円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	26,000円	13,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	78,000円	39,000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	123,000円	61,500円
		10,000㎡以上25,000㎡未満	155,000円	77,500円
		25,000㎡以上	194,000円	97,000円
認定通知書 が添付され ない場合	モデル建物 法	300㎡未満	77,000円	38,500円
		300㎡以上1,000㎡未満	100,000円	50,000円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	129,000円	64,500円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	209,000円	104,500円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	273,000円	136,500円
		10,000㎡以上25,000㎡未満	328,000円	164,000円
		25,000㎡以上	385,000円	192,500円
	標準入力法 等	300㎡未満	201,000円	100,500円
		300㎡以上1,000㎡未満	256,000円	128,000円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	325,000円	162,500円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	464,000円	232,000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	572,000円	286,000円
		10,000㎡以上25,000㎡未満	676,000円	338,000円
		25,000㎡以上	771,000円	385,500円

備考

- 1 認定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第35条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積から知事が指定する部分の床面積を除いたものをいう。
- 3 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。
- 4 標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する基準により評価する方法又は同号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

★手数料2【建築基準法に基づく完了検査手数料額】**建築主事（熊本県）に申請する場合**

$$\left(\begin{array}{l} \text{省エネ適判対象建築物の} \\ \text{建築基準法完了検査手数料} \end{array} \right) = \text{A 基本手数料} + \text{B 省エネ完了検査手数料}$$

A 基本手数料（手数料条例 別表第10及び11）

床面積の合計	金額	
	中間検査なし	中間検査あり
30平方メートル以内のもの	14,000円	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円	22,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円	30,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	53,000円	52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	74,000円	69,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	178,000円	161,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	260,000円	252,000円
50,000平方メートルを超えるもの	455,000円	445,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

B 省エネ完了検査手数料（手数料条例 別表第10の2）

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
300平方メートル未満のもの	6,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	30,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	34,000円
25,000平方メートル以上のもの	37,000円

備考 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積から、知事が指定する建築物の部分（※1）の床面積を除いたものをいう。

※1 知事が指定する建築物の部分とは、次に掲げる建築物の用途に供する部分をいいます。

- 1 工場における生産エリア
- 2 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- 3 データセンターにおける電算機室
- 4 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室